

1. 治水と環境が調和する掘削工事であることが、客観的な観点から誰が見ても明らかになるように、掘削予定範囲と工事予定期間を可能な限り早期に明確にするとともに、それぞれの掘削区域毎に治水および環境上の前提や課題および対策等を示した「掘削工事計画（案）」を作成し検討会で意見交換する等の、工事実施にいたる納得可能な検討手順を示していただきたい。

（回答）

- 1) 今回の掘削は、河道の洗掘対策、環境への配慮について以下のポイントで対応する事を考えております。

- ①右岸の負担（洗掘）を低減する。（治水）
- ②河岸の連続性を復活し、砂礫地・砂州の拡大を期待する。（環境）
- ③攪乱頻度向上により、外来植生を抑制する。（環境）

以上の項目に着目し掘削工事を計画しています。なお、平水流量（平水流量：1年を通じて185日はこれを下回らない流量）程度の高さに地盤を切り下げる事により、冠水頻度が上がり、湿地性の環境が期待される。

これを踏まえ、平水位約YP17.0ということから、YP17.3～18.0を目途として掘削を行います。

- 2) 掘削工事の期間については、平成23年度～平成26年度で考えております。

2. 「掘削工事計画（案）」の作成に当たっては、これまでの議論を活かし、自然環境（湿地再生）の改善や悪影響の回避のために必要となる調査や対策の内容を十分反映したものにしていきたい。

具体的には、掘削範囲内を対象とする希少種・外来種対策や、湿地再生と利用調整等に対する効果的な掘削形態等の検討結果を計画（案）に示していただきたい。

（回答）

- 1) 貴重植物については、土壌シードバンクを活用し再生を図ります。
- 2) 外来種対策については、地盤を切り下げ冠水頻度の向上を行う事で外来植生を抑制します。
- 3) 掘削範囲内の施工については、生態環境の多様性の回復を目指し、掘削断面が平坦にならないような工夫を考えていきます。

3. 検討会で何度も同じ議論を繰り返さないための意見集約に向けた公平な議事の運営方法や、意見や議論のプロセスも含めた正確な記録を行い、担当者が変更しても経緯がきちんと伝わる措置を講じていただきたい。

（回答）

- 1) 利根大堰周辺の治水と環境検討会については、治水や環境の学識者と4つのNPO団体、近接する3つの行政、水資源機構利根導水総合事業所及び利根川上流河川事務所

で構成されています。

- 2) 検討会では、治水や環境に精通した学識者と永年近隣地域で利根川に親しんで来られた方々から意見を伺う場として設立しております。
- 3) 意見集約の方法や記録等の検討会の運営については、検討会の目的が達成されるよう適切に実施しております。また、今後とも目的が達成されるとともに経緯が引き継がれるよう適切に実施して参りたいと思っております。